

犯罪インフラ対策にご協力を！！

犯罪インフラとは

新たな別の
犯罪の温床



犯罪インフラとは、犯罪を助長し又は容易にする基盤のことを言います。
基盤そのものが合法的なものでも犯罪に悪用されていれば該当します。

主な犯罪インフラ

他人名義の携帯電話

犯罪に関わるインターネットサイト

他人名義の預貯金口座

無許可の銀行業

就労資格が無い外国人の雇用

無許可の各種営業(病院、薬局等)

偽変造身分証明書

偽装結婚

etc

暴力団や国際犯罪組織などが利用！！

犯罪インフラは、暴力団や国際犯罪組織などによって、

ヤミ金融、振り込め詐欺、違法薬物売買、外国人の不法就労

などの別の新たな犯罪に利用されるおそれがあります。

犯罪インフラ事犯の発見にご協力を



警察では、犯罪インフラ事犯の取締りを強化しています。

警察本部組織犯罪対策課 TEL089-934-0110(内線4461・4462)

又は、最寄りの警察署、交番、駐在所までご連絡を！！